

Title	清華簡『越公其事』の竹簡排列と劃痕
Author(s)	竹田, 健二
Citation	中国研究集刊. 2018, 64, p. 49-67
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/72897
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

清華簡『越公其事』の竹簡排列と劃痕

竹田 健二

はじめに

『清華大学藏戦国竹簡（柒）』（中西書局、二〇一七年四月）によって公開された『越公其事』は、越王句踐が呉を亡ぼした経緯について記した古佚文献である。整理者である李守奎氏によれば、本文献の竹簡数は合計七十五枚、文献全体として基本的には欠けたところがなく、全体を十一の章に区分することができる（注¹）。

もともと、『越公其事』には、残欠した部分の比較的多い竹簡が複数存在しており、また『越公其事』の竹簡には次序番号、すなわち序列を示す数字が記されていない。こうしたことから、整理者による竹簡の排列の復原については、それを確定的なものとは見なすことはできない。

いと考えられ、既に陳劍氏は、竹簡の排列を一部修正する見解を発表している（注²）。

竹簡資料に関する研究において、竹簡の排列の復原が極めて重要であることは言を俟たない。この問題を解明する手がかりとなるものとして、竹簡背面に認められる「劃痕」或いは「劃線」と称される線の連続性が近年注目されている（注³）。詳しくは後述するように、『越公其事』の多くの竹簡は、その背面に右下がりの劃痕が存在しており、そしてそれらには概ね連続性が認められる。この劃痕の連続性については、整理者も認識はしており、「説明」において僅かに言及されているものの、詳しい説明はなされていない。また管見の限り、陳劍氏を含む先行研究の中に、劃痕に注目したものは見受けられない。

そこで本稿では、『越公其事』の竹簡背面の劃痕の連続性に注目し、その竹簡の排列の復原について検討を加えることとする。

一 『越公其事』竹簡背面の状況

本章では、『清華大学藏戦国竹簡(柒)』に収録されている『越公其事』の「原大圖版」(原寸大写真)、「放大圖版」(拡大写真)、及び「説明」、並びに巻末の「竹簡信息表」に基づき、『越公其事』の竹簡の形制、及び劃痕や竹節を含む竹簡背面の状況について確認する。

『越公其事』の竹簡の形制は、簡長は約四十一・六七センチメートル(注4)、簡幅は〇・五センチメートル、簡端は平斉、編綫は三道である。また写真を見る限り、各簡の契口はすべて右契口である。

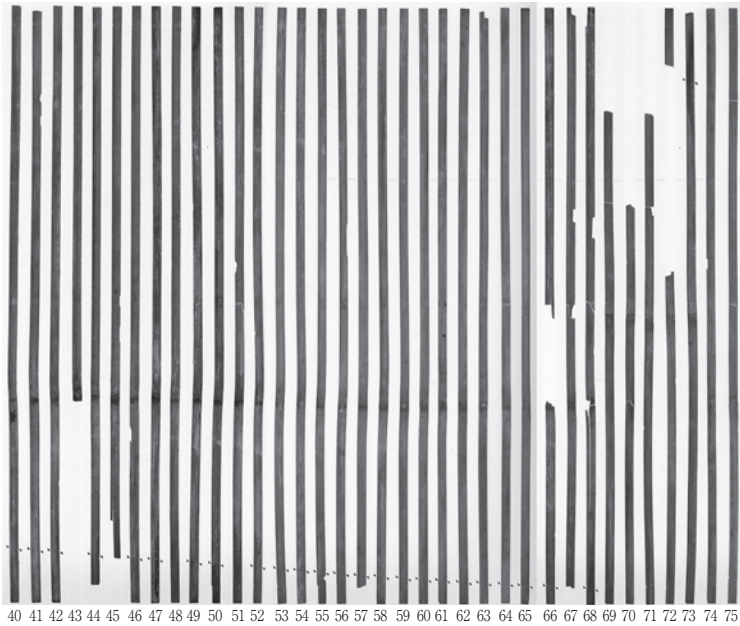
また『越公其事』の竹簡背面には、竹節もしくは竹節を削った痕跡と見られるところが、すべての竹簡に一箇所ずつ認められる。この竹節の位置には二通りあり、その竹節の位置から、『越公其事』の竹簡は以下の二種類に区分することができる。一つは、簡1から簡68までと、簡74・簡75との七十簡である。これらの竹簡には、第二編綫と第三編綫との間、竹簡下端から概ね簡長の三

分の一上のあたりに竹節が認められる。もう一つは、簡69から簡73までの五簡である。この五簡の竹節は、他の簡よりも竹簡の中央に近い、第二編綫のすぐ下のあたりに竹節が認められる。なお、先にも触れた通り、『越公其事』の竹簡背面や正面には次序番号、すなわち序列を示す数字は記されていない。

続いて、『越公其事』の竹簡背面の劃痕について述べる。「説明」において整理者は、竹簡の背面に劃痕が存在することに触れてはいるものの、その具体的な状況については特に説明していない。筆者が「原大圖版」(原寸大写真)から確認した『越公其事』の劃痕の状況を、図1に示す(注5)。

先述の通り、『越公其事』の多くの竹簡には右下がりの劃痕が認められるが、図1からも分かる通り、そもそも『越公其事』のすべての竹簡に劃痕が認められるわけではない。ここで注目される点は、『越公其事』には、一部が残欠している竹簡が複数存在し、その残欠している部分に劃痕が存在していた可能性が十分に考えられる点、また残欠の無い完整簡の中にも、劃痕を確認することができないものが存在する点である。後者については、それらの竹簡にもともと劃痕が存在しなかったのか、それとも写真では見えなただけなのかは、判断が困

図1 右(簡40~簡75)



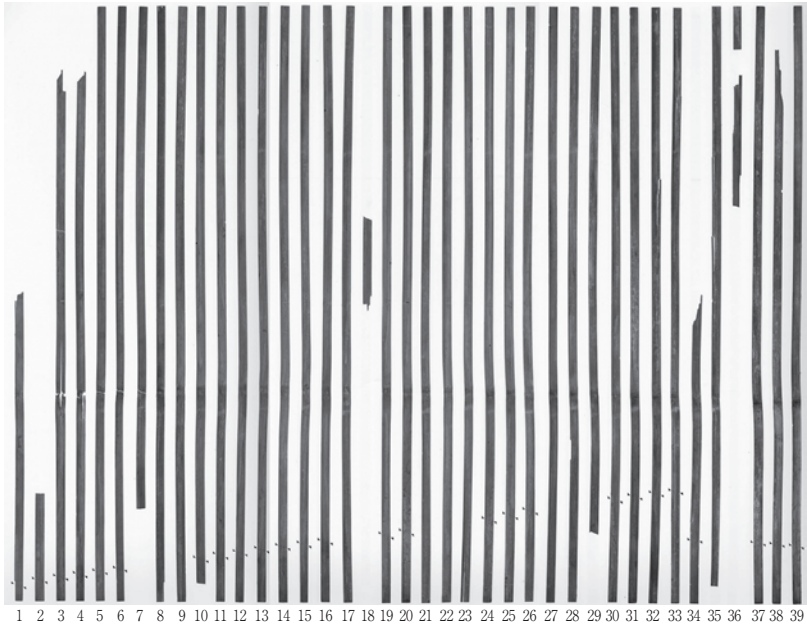
難である^(注6)。「越公其事」の劃痕に関する検討においては、こうした点についても十分に留意しなければならぬ。

さて、「越公其事」の多くの竹簡に認められる劃痕の状況を可能な限り詳細に把握すべく、筆者は竹簡背面の「原大圖版」(原寸大写真)により、竹簡背面において、各簡の劃痕の左端から竹簡の下端左隅までの長さ、つまり劃痕が竹簡の左側面と接している箇所から竹簡の下端左隅までの長さ、劃痕の右端から竹簡の下端右隅までの長さ、つまり劃痕が竹簡の右側面と接している箇所から竹簡の下端右隅までの長さとを測定した。その結果をまとめたものが表1である^(注7)。

各簡の劃痕の左端から竹簡の下端左隅までの長さ(表1では「左端」と表記)と、劃痕の右端から竹簡の下端右隅までの長さ(表1では「右端」と表記)とを比較すると、いずれも劃痕の右端から竹簡の下端右隅までの長さより、劃痕の左端から竹簡の下端左隅までの長さの方が長い。このことは、図1からも看取できるように、「越公其事」の各簡の劃痕がすべて右下がりのものであることを示している。

なお、簡73の劃痕は、他の簡の劃痕がすべて竹簡の下半部に存在するのに対して、唯一竹簡の上半部に存在す

図1 左(簡1〜簡39)



る。また後述する通り、『越公其事』の他の簡の劃痕は連続するものと見なすことができるのに対して、簡73の劃痕だけは連続する劃痕の一部と見なすことができない。このため、簡73の劃痕については以下の検討の対象から除くこととする(注8)。

私見では、『越公其事』の劃痕は、以下の二つの連続する劃痕に大別することができる。

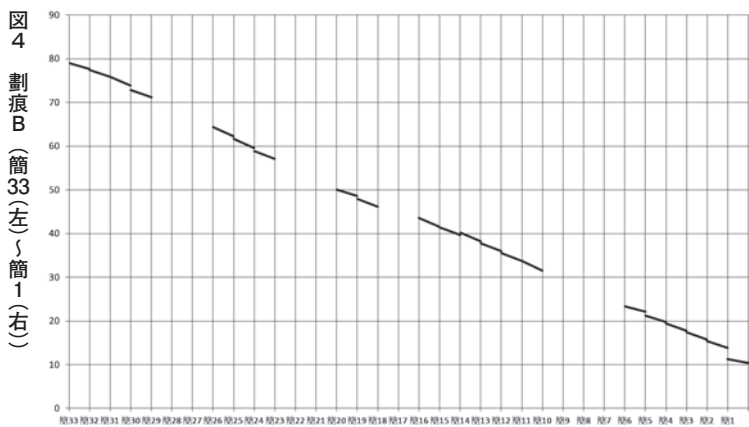
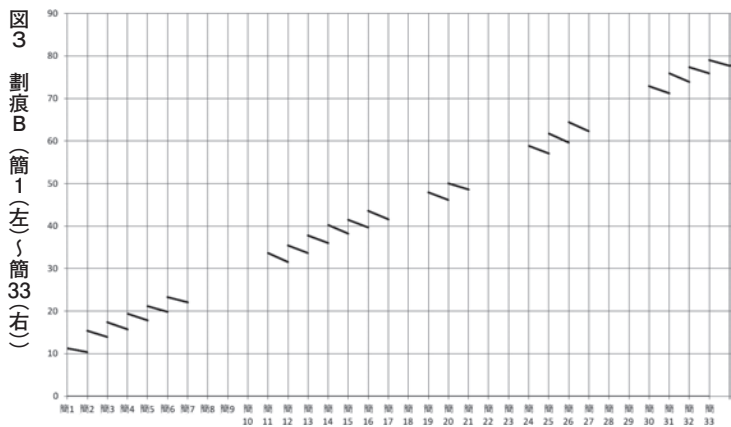
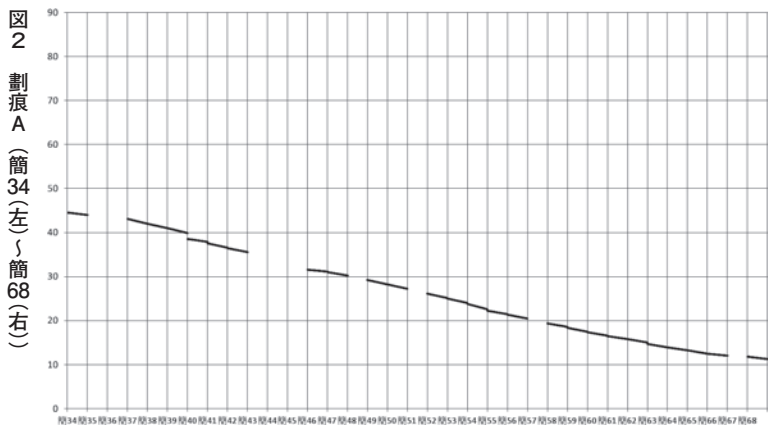
第一の劃痕は、簡34から簡68にかけての竹簡背面の下部に存在する、概ね連続する右下がりの劃痕である。以下、この劃痕を劃痕Aと呼ぶ。

劃痕Aについて、表1のデータに基づいて模式的に示したものが図2である。表の横軸は各簡(簡34〜簡68)、縦軸は各簡の劃痕の左端・右端から竹簡の下端左隅・下端右隅までの長さ(単位…ミリメートル)である。横軸の簡名の上の補助線上に、その簡名の竹簡の劃痕の左端の位置を示す点と、その竹簡の左隣に位置する竹簡の劃痕の右端の位置を示す点とを取り、そして各簡の劃痕左端の位置の点と劃痕の右端の位置の点とを実線で結んである。劃痕の存在が確認できない簡があることから、一部途切れている部分もあるが、明らかに劃痕Aは全体としての連続性が認められる。

『越公其事』に認められる第二の劃痕は、簡1から簡

表1 「越公其事」各簡の劃痕左端・右端の位置

竹簡下端からの長さ (mm)	簡1		簡2		簡3		簡4		簡5	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	11.3	10.4	15.4	13.9	17.4	15.7	19.4	17.8	21.2	19.8
	簡6		簡7		簡8		簡9		簡10	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	23.3	22.1								
	簡11		簡12		簡13		簡14		簡15	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	33.7	31.5	35.5	33.7	37.8	36.0	40.2	38.2	41.5	39.7
	簡16		簡17		簡18		簡19		簡20	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	43.6	41.6					47.9	46.1	50.1	48.6
	簡21		簡22		簡23		簡24		簡25	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
							58.9	57.1	61.7	59.6
	簡26		簡27		簡28		簡29		簡30	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	64.4	62.3							72.9	71.2
	簡31		簡32		簡33		簡34		簡35	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	75.9	73.9	77.4	75.9	79.0	77.7	44.5	44.0		
	簡36		簡37		簡38		簡39		簡40	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
			43.1	42.0	42.0	41.0	41.0	39.9	38.6	37.9
	簡41		簡42		簡43		簡44		簡45	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	37.6	36.6	36.4	35.6						
	簡46		簡47		簡48		簡49		簡50	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	31.6	31.1	31.0	30.2			29.2	28.2	28.2	27.2
	簡51		簡52		簡53		簡54		簡55	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
			26.1	25.1	25.0	24.0	23.8	22.6	22.3	21.5
	簡56		簡57		簡58		簡59		簡60	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	21.4	20.5			19.4	18.6	18.4	17.5	17.4	16.6
	簡61		簡62		簡63		簡64		簡65	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	16.5	15.8	15.8	15.0	14.7	13.9	13.9	13.3	13.3	12.5
	簡66		簡67		簡68		簡69		簡70	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
	12.5	12.0			11.8	11.3				
	簡71		簡72		簡73		簡74		簡75	
	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端	左端	右端
					371.7	369.8				



33の竹簡背面下部に存在するものである。以下、これを劃痕Bと呼ぶ。

劃痕Bを図2と同様に模式的に示したものが図3である。図3・図1から分かる通り、この劃痕Bは、各簡の右下がりの劃痕が、左から右に右上がりに並んでいるように見受けられ、一見すると一本の線としての連続性は認められない。しかし、竹簡を排列する向きを変えらば、各簡の劃痕は概ね一本の線として連続する形になる。

すなわち、竹簡の背面について簡1を右端、簡2から簡33までを順次その左に並べたならば、つまり、竹簡の正面について簡1を左端、簡2から簡33までを順次その右に並べたならば、簡1から簡33にかけての竹簡の背面には、右下がりに概ね連続する劃痕Bが出現する。竹簡の背面について、簡1を右端、簡2から簡33までを順次その左に並べた時の劃痕Bを、模式的に示したものが図4である。

劃痕Aを含む通常の劃痕は、竹簡の正面について、冒頭の簡を右端に置き、続く竹簡をその左側に順次並べていった時に、その背面において右下がりに連続する形になる。これに対して劃痕Bは、竹簡の正面について、冒頭の簡を左端に置き、続く竹簡をその右側に順次並べて

いった時、それらの竹簡の背面において劃痕が右下がりに連続する形になる。こうした劃痕は、これまでに公表された清華簡の中にも存在しており、孫沛陽氏はそれを「逆次簡冊背劃線」と呼んでいる^(註9)。

以上本章では、『越公其事』の竹簡の形制と竹簡の背面状況とについて確認した。続いては、こうした『越公其事』の竹簡背面の状況を踏まえ、整理者による竹簡の排列の復原の妥当性について、特に劃痕の連続性から検討する。

二 通常の劃痕と「逆次簡冊背劃線」

前章でも触れたように、『越公其事』の竹簡には、残欠により劃痕を確認することができないと見られるものや、残欠はしていないものの劃痕を確認することのできないものが存在しており、その本来の劃痕の状況を十全に把握することは困難だが、図2・図4から明らかのように、整理者による竹簡の排列の復原は、簡34から簡68にかけての劃痕Aと、簡1から簡33にかけての劃痕Bという二本の劃痕の連続性に概ね合致している。恐らくは整理者も、『越公其事』の竹簡の排列の復原にあたり、こうした竹簡背面の二本の劃痕の連続性を認識し、かつ

それを手がかりとしたのではないかと推測される^(注10)。

但し、劃痕Aが通常の劃痕であるのに対して、劃痕Bが孫沛陽氏のいう「逆次簡冊背劃線」である点については、なお慎重に検討する必要があると考えられる。すなわち、整理者による竹簡の排列によれば、『越公其事』においては通常の劃痕と孫沛陽氏のいう「逆次簡冊背劃線」とが同一文献に併存し、かつ連続していることになるが、こうした現象は、竹簡の背面の状況について確認することのできる出土文献において、これまで他に例がない^(注11)。

もとより、『越公其事』の竹簡背面において二本の劃痕がともにそれぞれ一本の連続する線となるように、或いはともに「逆次簡冊背劃線」となるように竹簡を排列するならば、つまり簡1から簡33まで、或いは簡34から簡68までについて、竹簡の排列を逆にして簡33から簡1へ、或いは簡68から簡34へと排列するならば、二つの劃痕のあり方は揃う。しかし、それでは釈読上の問題が生じ、整合的な解釈が成立しない。

「逆次簡冊背劃線」について孫沛陽氏は、仮説に過ぎないとしながらも、「這一現象也許説明簡冊可能有小部分從左往右編的情況。」(こうした現象は、簡冊はその中の一部については「正面の文字列が」左から右に編綴さ

れていたことを示しているのかもしれない。)と述べている^(注12)。そこで、仮に「逆次簡冊背劃線」の劃痕Bの竹簡群の排列が、竹簡正面の文字列が左から右に並ぶように編綴されており、そしてそれが通常の劃痕である劃痕Aの竹簡群、すなわち竹簡正面の文字列が右から左に並ぶように編綴されていた竹簡群と連続して一冊の冊書とされていたとするならば、その冊書は、簡1から簡33までは竹簡正面の文字列を左から右に読み、続く簡34から簡68までは文字列を右から左に読むことになる。これは極めて不自然であり、到底首肯できない。

それでは、『越公其事』において、通常の劃痕と「逆次簡冊背劃線」とが同一文献に併存し、かつ連続している現象は、どのように理解すれば良いであろうか。

可能性としては、劃痕Aを有する竹簡群と劃痕Bを有する竹簡群とは連続して編綴されていたのではなく、別々の冊書に分かれており、それぞれの竹簡群における竹簡の編綴の向き、つまり文字列の並び方が同じではなく逆であったということも、一応はあり得るかのようと思われる。但し、その場合には、二つの竹簡群の正面の文字列の内容について、それぞれが別の冊書として成立するに足るだけの、何らかの完結性が認められなければならないと考えられる。

結論から言えば、『越公其事』において劃痕Aを有する竹簡群と劃痕Bを有する竹簡群とについては、それぞれの正面の文字列の内容に完結性があるとは認められず、竹簡背面における劃線A・Bの連続性と、それぞれの劃痕が記されている竹簡群の正面における文字列の内容のまとまりとの間には、そもそも直接には何ら対応関係はないと考えられる。

劃痕A・Bの連続性と、それぞれの劃痕が記されている竹簡群の正面の文字列の内容のまとまりとの間に対応関係がないことは、『越公其事』の竹簡正面に記されている本文の章の区分と、竹簡背面の劃線との間に、緊密な対応関係は認められないことから確認することができる。

すなわち、先述の通り整理者である李守奎氏は、『越公其事』は文献全体として基本的には欠けたところがなく、全体を十一の章に区分することができるとしているのだが、この十一の章の区分は、各章末尾にあたる簡8・簡15・簡25・簡29・簡36・簡43・簡49・簡52・簡59・簡68・簡75において、章の末尾の文字列に続いて墨鉤が記され、そしてそれらの墨鉤がいずれも留白を伴っていることに基づいていると見られる。

なお、墨鉤に続く留白には、墨鉤から竹簡の下端まで

が留白になっているものと、墨鉤の下の数字分が留白で、同一竹簡上で次の章が続いているものとの二種類がある。すなわち、第二章と第九章とを除く九つの章では、章の最後の文字の右下に墨鉤が記され、その墨鉤の下が竹簡の下端まで文字の記されていない留白となり、次の章の文字列はその次の竹簡の冒頭から記されている（簡8・簡25・簡29・簡36・簡43・簡49・簡52・簡68・簡75）。第二章と第九章とは、各章の末尾の文字列の右下に墨鉤が記され、その墨鉤の下に三〜四字分の留白があり、その留白を挟む形で同一竹簡上に次の章の冒頭が記されている（簡15・簡59）。

このように、留白のあり方には二種類あるが、各章の末尾の部分はその形式として、文字列の末尾に続いて留白を伴う墨鉤が付されている点で共通している。また各章の内容は、それぞれに完結性を有していると認められる。各章の概要は、以下の通りである。

第一章（簡1〜簡8）呉王夫差との戦いに敗れて会稽山へ逃れた越王句踐は、大夫種を使者として呉軍に派遣して、講和を求めた。

第二章（簡9〜簡15上）講和を受け入れようとする夫差を申胥が諫めたが、夫差は反論し、結局申胥も講和を認めた。

第三章（簡15下～簡25）夫差は大夫種と会見し、これまで経緯を述べて、越を滅ぼさないことを伝えると、大夫種は句踐に復命し、越国は誓いを立てた。

第四章（簡26～簡29）句踐は呉への復讐を決意し、内政の立て直しに取り組み、民の生活の安寧を優先した政策を行った。

第五章（簡30～簡36）句踐は五政を開始し、先ず第一段階として、農業の振興に取り組み、その結果越国は食料が非常に豊かになった。

第六章（簡37～簡43）句踐は五政の第二段階として、信義を大切にし、市場の取引を正した。その結果、国全体が皆信義を大切にすに至った。

第七章（簡44～簡49）句踐は五政の第三段階として、人々を集めて越国の人口を増加させることを大切にし、その結果、越の地は非常に人口が増加した。

第八章（簡50～簡52）句踐は五政の第四段階として、軍事を大切にされた。その結果、越国は国全体が皆軍事を重視し、武器が十分に備わるに至った。第九章（簡53～簡59上）句踐は五政の第五段階として、法令を整備し、刑罰を明らかにした。その結

果、越国の民は整然となった。

第十章（簡59下～簡68）五政がすべて整い、句踐は越の民の力を試した上で、呉を挑発し、呉が出陣すると、夜間に戦闘を仕掛けて呉軍を大混乱に陥れ、更に追撃した。

第十一章（簡69～簡75）夫差が句踐に講和を求めると、句踐はそれを受け入れなかったが、夫差の命だけは救おうとする。夫差はそれを拒絶した。

こうしたことから、整理者が『越公其事』を十一の章に区分している点は、全く問題がないと考えられる。

『越公其事』の本文における十一の章の区分と、劃痕A・Bとの関係を見るならば、劃痕Bの竹簡群は第一章から第五章の途中までであり、劃痕Aの竹簡群は第五章の途中から第十章の末尾までである。そして、劃痕Aと劃痕Bとの接続箇所にあたるところは、整理者による竹簡の排列の復原に従うならば、簡33と簡34との間である。第五章では、句踐が越国を再建し復讐を実行すべく開始した「五政」の一つとして、先ず農業の振興に取り組み、その成果が上がったことが述べられており、続いて第六章から第九章の四つの章に、句踐の実施した「五政」の中の他の四つ政策が、それぞれ一つずつ述べられていることから見ても、第五章が内容上一つの章として

完結性を有していることは確実である。この第五章の途中のところで、劃痕Aを有する竹簡群の文字列と劃痕Bを有する竹簡群の文字列とが連続していることは、劃痕を有する竹簡群の正面の文字列の内容のまとまりに、特に完結性はないことを明確に示していると考えられ、竹簡背面における劃痕A・Bの連続性と、それぞれの劃痕が記されている竹簡群の正面における文字列の内容のまとまりとの間には、対応関係がないと理解すべきと考えられる^(注13)。

従って、劃痕Aを有する竹簡群と劃痕Bを有する竹簡群とが別々の冊書であったとは考えられず、整理者による竹簡の排列の復原がそうであるように、二つの竹簡群が同一冊書において併存し、かつ連続したと見なして良いと考えられる。

以上述べたように、「越公其事」において、「逆次簡冊背劃線」を有する竹簡群と通常の劃痕を有する竹簡群とが併存し、かつ連続していたならば、「逆次簡冊背劃線」は竹簡正面の文字列が左から右に並ぶように編綴されていたことを示すものではないことになる。つまり、竹簡の排列は、必ずしもその背面における劃痕が一本の線として連続するように排列しなければならぬわけではなく、「逆次簡冊背劃線」の形になるように排列する場合

も存在するとしなければならない。もとより、通常の劃痕と比較して、「逆次簡冊背劃線」の劃痕は少ない。従って、文字の書写及び編綴は、通常は一本の線に連続する形になるように、つまり通常の劃痕になるように行われたが、何らかの理由で逆の「逆次簡冊背劃線」になる場合が例外的に生じたものと考えられる。

通常の劃痕と「逆次簡冊背劃線」とが併存し、かつ連続している『越公其事』は、通常の劃痕であれ「逆次簡冊背劃線」であれ、それらが竹簡の排列の復原にあたって十分に有効な手がかりであることを示す、非常に貴重な例と考えられる。

三 陳劍氏の見解

本章では、整理者による竹簡の排列の復原に異説を唱えた、陳劍氏の見解を取り上げ、劃痕の連続性という視点からその妥当性について検討を加える。

陳氏は、残欠により上部と下部とをともに失い、僅かに「人環寧百里」の五字のみを残す簡18を中心として検討を加え、先ず第三章の簡17と簡19とは連続する形に排列して、簡18を第五章の一部と見なすのが妥当とする。そして、簡18を加えた第五章の竹簡の排列について、簡

33と簡35とは連続する形に排列すべきであるとする。また整理者が二枚の残簡を綴合した簡36は、二枚の別々の竹簡の一部と見なし、更に簡36上・簡18・簡34の三枚の残簡は一枚の竹簡が断裂したものとす。こうして陳氏は、「簡31―簡32―簡33―簡35―簡36上―簡18―簡34―簡36下」との竹簡の排列の復原を主張する。

先ず、陳氏が簡17と簡19とを直接連続させて読むべきとする点について検討しよう。陳氏は簡17と簡19とを直接連続させるならば、両簡をまたぐ部分の語が「於今年」となるが、この句は無理なく意味が通り、また、「……より今に到るまでの若干年」を意味する「於今年」との表現は、『詩経』・『左伝』・『国語』にも認められるとする。もつとも、簡17の末尾の部分の「用事(使徒遽趣(趣)聖(聽)命於」との語については、簡21に「余聽命於門」との語があることからすると、整理者が注11に述べるように、簡17に続く簡の冒頭部に「君」の字があり、「聽命於「君」(命を君に聴く)」との表現であつた可能性も確かにあり、その釈読の方がよいようにも見受けられるが、『左伝』や『国語』には「聽命」で句が切れて、他の語がその下に続かない例も少なくないとし、簡17と簡19とを直接連続させる釈読の妥当性は否定されないと主張する。

簡17・簡18・簡19の連続性について劃痕から考えるにあたり注意すべき点は、簡17は残欠のない完整簡であるが、写真からはその背面に劃痕を確認することができない点、また、簡18は残欠により竹簡の上部と下部とをともに失っており、劃痕を確認することができない点である。こうした点に留意しつつ、簡17と簡19の部分の竹簡の排列案について検討してみよう。

図5は、図4の一部を抽出したもので、整理者による竹簡の排列の復原に基づいて、簡20から簡11にかけての劃痕を模式的に示したものである。また、図6は、陳剣氏の見解に従い、簡18を除いて、簡20から簡11にかけての劃痕を模式的に示したものである。なお、二図とも、補助線として、簡20の劃痕左端と簡11の劃痕右端とを結んだ点線を挿入している。

図5と図6とを比較するならば、整理者による竹簡の排列よりも、陳剣説に従つた竹簡の排列の方が、劃痕の連続性が自然であるように見受けられる。すなわち、簡19と簡16との間に、簡18・簡17という二枚の竹簡が入るとした場合、簡16から簡13までの四枚の竹簡の劃痕の位置は、補助線からやや上に離れる。しかし、簡19と簡16との間に簡17の一枚だけが入るとした場合は、劃痕が補助線とほぼ重なり、その連続性に無理がないように見受

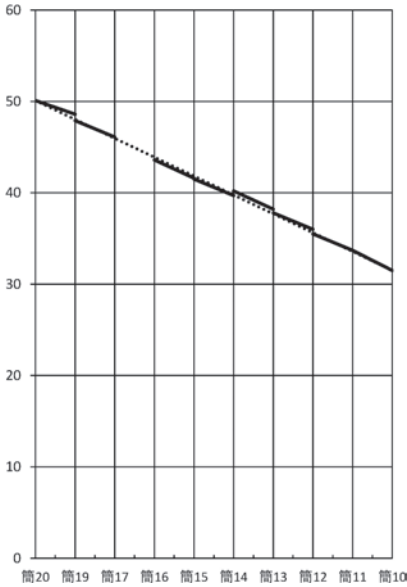


図6 筒18を除いた筒11～20の劃痕

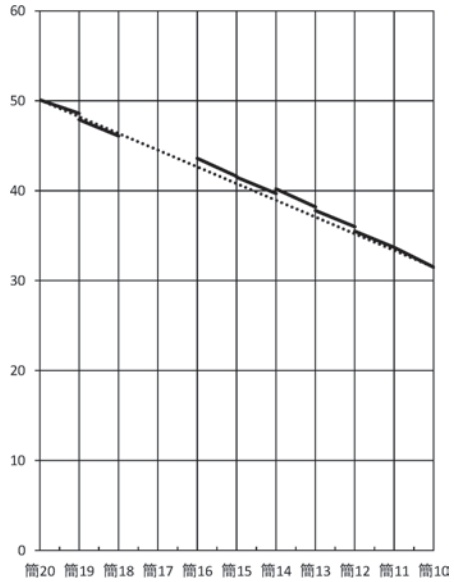


図5 筒11～20の劃痕

けられるのである。このことは、整理者による復原よりも、陳劍氏による竹筒の排列の復原の方が、蓋然性が高いことを示していると考えられる。

続いて、陳劍氏が筒33と筒35とは連続して読むべきであるとしている点、また筒36上・筒18・筒34の三枚の残筒がもともと一枚の竹筒であり、「筒31―筒32―筒33―筒35―筒36上―筒18―筒34―筒36下」と排列を修正している点について検討する。

図7は、整理者による竹筒の排列の復原に基づいて、筒30から筒47にかけての劃痕を模式的に示したものである。また、図8及び図9は、陳氏の見解に従い、筒30から筒47にかけての劃痕を模式的に示したものである。なお、陳氏は、筒34と筒36下との間にさほど多くの欠文はないであろう、筒36下は竹筒の上端に位置して、筒34と直接接続していた可能性も完全には排除することができない、と述べている。そのため、図8は、筒34と筒36下との間に一枚の脱簡が存在したと仮定した場合の図であり、これを陳劍A案とする。図9は、筒34と筒36下とが直接接続していたと仮定した場合の図であり、これを陳劍B案とする。なお、図7・8・9はいずれも、筒34の劃痕左端と筒47の劃痕右端とを結んだ点線を補助線として挿入している。

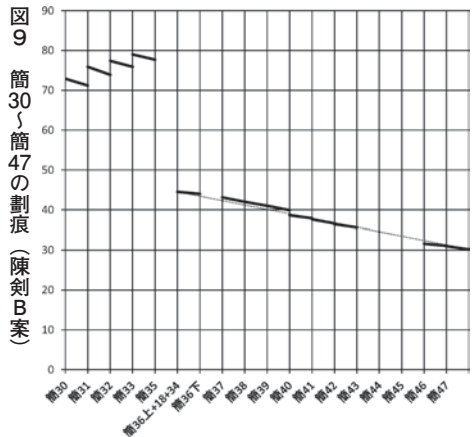
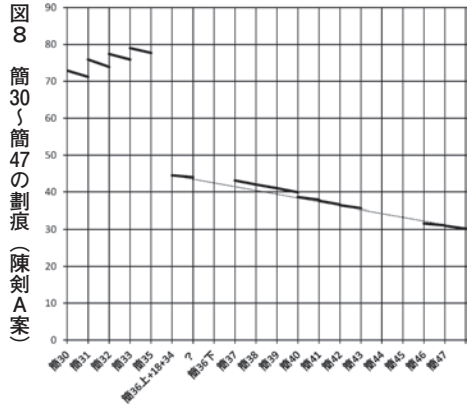
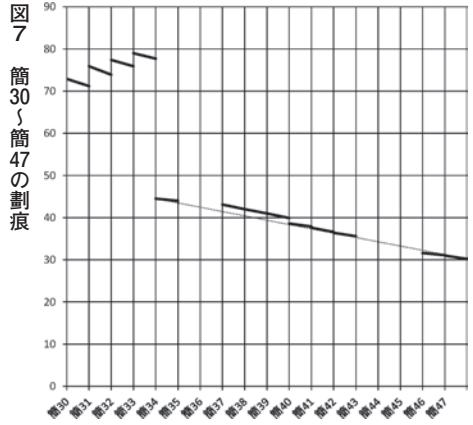


図7・8・9の三枚の図のうち、整理者の復原を示した図7と陳劍A案の図8とは、実は簡34と簡37との間に二枚の竹簡が位置していたとする点で違いがない。ここで注目される点は、図7・8においては、簡37・簡38・簡39の三枚の劃痕の位置が、補助線のやや上に位置しており、このため劃痕の連続性がいささか不自然であるように見受けられる点である。

これに対して、陳劍B案の図9は、簡34と簡37との間に簡36下の一枚の竹簡だけが位置していたとするもの

で、簡37・簡38・簡39の三枚の劃痕の位置が、さほど補助線から離れておらず、全体として劃痕が無理なく自然に連続しているように見受けられる。このことは、整理者による復原や陳劍A説よりも、陳劍B説による竹簡の排列の復原の方が、蓋然性が高いことを示していると考えられる。

以上、劃痕の状況から竹簡の排列の復原に関して検討を加えた結果、簡17と簡19とは直接連続するとする陳劍氏の説は蓋然性が高いと考えられること、また「簡31―

簡32―簡33―簡35―簡36上―簡18―簡34―簡36下」と竹簡を排列し、簡34と簡36下とが直接連続していたとする陳劍B説も蓋然性が高いと考えられることを述べた。

なお、陳劍B説による竹簡の排列の復原及び釈読においては、劃痕B（簡1―簡33）から簡18が抜け、また劃痕Aにおいては、簡34と簡35との排列の順序が入れ替わる。簡35については写真からは劃痕を確認できないことから、可能性としては、①劃痕Bが簡33からではなく、簡35から始まっていた、②劃痕Aが簡34の前に位置する簡35から始まっていた、との二つの可能性が一応は考えられる。しかし、いずれにしても、第五章の中の竹簡には、その背面に劃痕Aを有するものと劃痕Bを有するものが存在したという点では同じであり、前章で述べた通り、竹簡背面における劃痕A・Bの連続性と、それぞれの劃痕が記されている竹簡群の正面における文字列の内容のまとまりとの間には、直接には何ら対応関係がないと考えられる。

おわりに

『越公其事』において、通常の劃痕と孫沛陽氏のいう「逆次簡冊背劃線」とが併存し、連続するという現象は、

どのようにして生じたのであろうか。その経緯について、現時点では十分に解明することは困難であるが、概ね以下のようなものであったと考えられる。

そもそも多くの竹簡は、それが制作される際に、おそらくは竹簡の状態において、複数の竹簡の背面に連続するように劃痕が刻まれた^{（注）}。連続する劃痕が刻まれた竹簡群には、続いて文字の書写と竹簡の編綴とが行われた。文字の書写と竹簡の編綴とについては、どちらが先でどちらが後なのかはよく分からないが、おそらくはどちらの場合もあったと考えられる。そして、文字の書写・竹簡の編綴は、基本的には各竹簡の劃痕が一本の線としてつながり連続する形で、つまり劃痕の連続性に従う形で、順次行われた。ところが、時にはその向きを取り違えてしまい、各竹簡の劃痕が一本の線としてつながり連続する形ではなく、それとはまったく逆の順に行われてしまい、「逆次簡冊背劃線」となる場合もあったと考えられる。

『越公其事』のテキストの場合は、先ずその前半部分について、劃痕の連続する一つの竹簡群の竹簡に「逆次簡冊背劃線」となる形で、順次文字の書写・竹簡の編綴が行われた（簡1―簡33、もしくは簡1―簡33＋簡35）。そして続く部分については、別の劃痕の連続する竹簡群

に、その前の「逆次簡冊背劃線」の竹簡群と連続する形で、しかも劃痕の連続性に従う形で、順次文字の書写・竹簡の編綴が行われた（簡35～簡68、もしくは簡34～簡68）。以上が『越公其事』において通常の劃痕と「逆次簡冊背劃線」とが併存し、かつ連続する現象が生じた経緯ではないかと考えられる。

なお、右のような経緯で文字の書写・竹簡の編綴が簡1～簡68に行われた際、用いられた竹簡はいずれも背面の竹節の位置が同じものだった。しかし、『越公其事』の本文はなお続きがあり、その続く部分については、今度はず先ず竹節の位置の異なる五枚の竹簡に記された（簡69～簡73）。そして更に続く部分については、再び簡1～簡68と竹節の位置が同じ竹簡が用いられて記された（簡74・簡75）。

劃痕の連続する順に文字の書写・竹簡の編綴が行われるのが基本でありながらも、時にその向きを誤ったというのは、いささか粗忽に過ぎるようにも見受けられる。しかし、竹簡資料については、書写や編綴における何らかの過誤によって生じたと見られる現象が他にも存在するように思われる。それは、「左契口」である。

すなわち、これまで公開された戦国竹簡のほとんどの契口は、竹簡正面に向かって右側に位置する所謂「右契

口」である。しかし、一部の竹簡については、竹簡正面に向かって左側に契口が位置する^{〔注5〕}。この「左契口」は、私見では、その形状等から判断して、初めから竹簡正面に向かって左側に刻み込もうとしてできたものではない。文字の書写・竹簡の編綴を行う際に、竹簡の上下の位置を間違えた結果生じたものと推測される。こうしたことから、「逆次簡冊背劃線」が書写や編綴における何らかの過誤によって生じた可能性は十分にあると考えられる。

もとより、文字の書写・竹簡の編綴がどのように行われたのかについてはなお不明な点が多い。そうした問題の解明は、今後の課題としたい。

注

(1) 『清華大学蔵戦国竹簡(柒)』『越公其事』の「説明」に、「經拼綴、全篇七十五支竹簡、文義基本完整。全篇共十一章」とある。

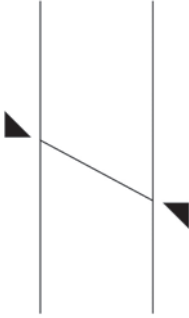
(2) 『《越公其事》残簡18的位置及相關的簡序調整問題』(二〇一七年五月十四日、復旦大学出土文献与古文字研究中心網站 <http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/3044>) 参照。

(3) 劃痕が竹簡の排列を復原する上で重要な手がかりとなるも

のとして注目されたのは、北京大学が二〇〇九年に収蔵した前漢時代の竹簡について、孫沛陽氏が劃痕を発見して以来のことである。孫氏の見解については、「簡冊背劃線初探」(出土文献与古文字研究』第四輯、四四九～四六二頁、二〇一一年十二月) 参照。

(4) 『越公其事』の竹簡について、「竹簡信息表」に示されている簡長の数値に基づき、残欠が無く、かつ綴合を行っていない完整簡のみを抽出して、簡長の平均を算出したところ、四一・六五センチメートルであった。

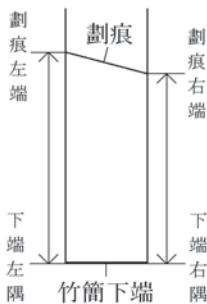
(5) 図1においては、以下の図のように、劃痕の左端、つまり劃痕が竹簡背面の左側面と接しているところと、劃痕の右端、つまり劃痕が竹簡背面の右側面と接しているところとに、それぞれ黒い直角二等辺三角形を、三角形の斜辺が劃痕の方向と概ね合致する形で、竹簡の左右に添えて示した。



(6) 写真による劃痕の把握に困難さが伴うことについては、北京大学が二〇〇九年に収蔵した前漢時代の竹簡の竹簡背面の

劃痕の状況について、『北京大学藏西漢竹書』(壹、伍) (上海古籍出版社、二〇一二年十二月～二〇一五年十月) が、劃痕の位置をすべて図によって示しており、写真を用いていないことから窺える。

(7) 竹簡の下端左端から劃痕の左端までの長さ、及び竹簡の下端右端から劃痕の右端までの長さを図示すると、以下の図のようになる。なお、本稿において劃痕を模式的に示す場合、竹簡の幅と長さ等の比率は、実際のものと同じではない。また、簡10・簡44・簡57については、写真からは劃痕が確認できるものの、竹簡の下端が残欠している。このため、この三簡については、表1に数値を入れていない。



(8) 簡73の劃痕が連続する劃痕の一部であった可能性については、完全に排除することはできないと考えられる。すなわち、簡69から簡73までの五簡は、他の簡1から簡68まで、及び簡74・簡75と、竹簡背面の竹節の位置が異なる。同一文献に属する竹簡において、竹節の位置が異なるものが用いられる場

合、竹節の位置が異なる竹簡と竹簡との上に連続する劃痕がまたがって存在することはないと考えられ、このため竹節の位置が異なる簡73と簡74との間に連続する劃痕が存在しない現象は、甚だ自然な現象と見受けられる。また、簡73と竹節の位置が同じ簡69から簡72については、四簡とも竹簡上部に劃痕がある。この劃痕した箇所にも、もともと簡73の劃痕と連続する劃痕が存在した可能性は十分に考えられる。なお、竹節の位置の異なる竹簡の上にまたがって連続する劃痕が存在することはないと考えられることについては、拙稿「清華簡『楚居』の劃線・墨線と竹簡の排列」(『中国研究集刊』第五十六号、六五～八一頁、二〇一三年六月) 注12参照。

(9) 注(3) 前掲の孫沛陽「簡冊背劃線初探」参照。孫氏は清華簡(壹)の中では、『皇門』と『楚居』とに「逆次簡冊背劃線」が認められるとする。

(10) 甚だ興味深いことに、整理者は第五章の釈読において、簡33と簡34との間で改行している。この改行は、簡34の上半部が劃痕し、その結果文字が比較的多数欠落していることとも関連があると思われるが、『越公其事』の釈読の他の部分を見る限り、劃痕している箇所の直前にあたるところで改行が行われている例は他にない。このため、整理者の釈文における簡33と簡34との間の改行は、恐らく単なる劃痕が理由ではないと考えられる。この改行に関して、整理者は特に説明して

いないが、整理者が実は竹簡背面の劃痕A・Bの存在を認識しており、そしてそのために竹簡正面の文字列の内容にも、簡33までとその後との間に何らかの区別が存在すると考えていたことを示していると推測される。

(11) 賈連翔「戦国竹書形制及相關問題研究——以清華大学藏戰国竹簡為中心——」(中西書局、八二～一〇二頁、二〇一五年十月) は、「第六章 簡背刻劃工艺的發現与研究」において、清華簡において認められる劃痕に関して検討を加えているが、通常の劃痕と「逆次簡冊背劃線」との併存については言及されていない。

(12) 注(3) 前掲の孫沛陽「簡冊背劃線初探」参照。

(13) 同様の状況は、清華簡『繫年』においても認められる。拙稿「劃線小考——北京簡『老子』と清華簡『繫年』とを中心に——」(『中国研究集刊』第五十七号、一二六～一四四頁、二〇一三年十二月) 参照。

(14) 韓巍「西漢竹書《老子》簡背劃痕初步分析」(『北京大學藏西漢竹書(貳)』(上海古籍出版社、二二七～二三五頁、二〇一二年十二月) 所収)、注(13) 前掲拙稿「劃線小考——北京簡『老子』と清華簡『繫年』とを中心に——」参照。

(15) 拙稿「曹沫之陳」における竹簡の綴合と契口」(『東洋古典学研究』第一九集、二二～二九頁、二〇〇五年五月) 参照。

〔附記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（B）

「中国新出土文献の思想史的研究―戦国簡・秦簡・漢簡―」（研究代表者・湯浅邦弘、課題番号「二六二八四〇〇九」）による研究成果の一部である。